

議案第 4 3 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正について

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年 3 月 2 4 日提出

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

提案理由 不妊治療に係る特別休暇を付与する等のため、関係規定を改める必要があるため、この規則案を提出する。



北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則について（概要）

## 1 改正理由

令和3年8月に行われた人事院の「公務員人事管理に関する報告」（以下「人事院報告」という。）において、個々の職員の希望や置かれている事情に応じた働き方が可能となる働きやすい勤務環境を整備することが必要とされ、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援に関する複数の措置を一体的に講じるべきとされ、

- ・不妊治療のための休暇の新設
  - ・非常勤職員の産前及び産後の期間に係る休暇の有給化
  - ・非常勤職員の配偶者の出産に係る休暇及び育児参加のための休暇の新設
- に關した言及があった。

また、地方公務員制度を所管する総務省からも、「各地方公共団体においては、国家公務員に係る措置の内容に留意のうえ、妊娠・出産・育児に係る休暇の新設・有給化に関する必要な検討を進めるように」と助言されている。

加えて、本市の令和3年度の人事委員会報告においても、休暇・休業制度について、「国や他都市の動向を踏まえ、会計年度任用職員等の取扱いも含めて検討を進める必要がある」との言及がなされている。

以上のような経緯を踏まえ、教育委員会職員においても妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援の充実を目的に、規則の一部改正を行うもの。

## 2 改正規則

- (1) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（第1条関係）
- (2) 北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（第2条関係）
- (3) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（第3条関係）

## 3 改正内容

- (1) 不妊治療のための特別休暇の新設（勤務時間規則別表第4関係、事務局会計年度規則及び学校会計年度規則別表第3関係）

別表に規定する特別休暇について、国家公務員に準じて、不妊治療のための休暇を新設するもの。

勤務時間規則別表第4

新設		
理由	期間又は日数	備考
6 不妊治療に係る通院等	休暇年度に5日（不妊治療に係る通院等が体外受精その他の教育長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）を超えない範囲内において必要と認められる日数	<p>(1) 教職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられるものとする。</p> <p>(2) 休暇は、1日、半日相当又は1時間単位とする。</p> <p>(3) 第13条第5項から第7項まで及び第9項の規定は、この休暇に準用する。</p>

事務局会計年度規則別表第3及び学校会計年度規則別表第3

新設		
理由	期間又は日数	備考
5 不妊治療に係る通院など	休暇年度に5日（不妊治療に係る通院等が体外受精その他の教育長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）を超えない範囲内において必要と認められる日数	<p>(1) 会計年度任用職員等が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられるものとする。</p> <p>(2) 休暇は、1日、半日又は1時間単位とし、半日単位の休暇は休憩時間の開始時刻で区分し、2回をもって1日の休暇とする。</p> <p>(3) 第17条第3項、第5項、第6項及び第8項の規定は、この休暇に準用する。</p>

※学校会計年度規則は第16条

(2) 会計年度任用職員等の妊娠・出産・育児に係る休暇の有給化及び新設（事務局会計年度規則別表第3及び学校会計年度規則別表第3関係）

ア 「職員の出産」の有給化

会計年度任用職員等においても、下記のとおり正規職員と同様に、特別休暇「職員の出産」を有給化することとする。

理由	改正前	理由	改正後
5 職員の出産	【有給又は無給の別】 無給	6 職員の出産	【有給又は無給の別】 有給

イ 「配偶者等の出産」の新設

会計年度任用職員等においても、下記のとおり正規職員と同様に、特別休暇「配偶者等の出産」を新設することとする。

新設			
理由	有給又は無給の別	期間又は日数	備考
7 配偶者等の出産	有給	会計年度任用職員等の配偶者等が出産するために病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間において3日を超えない	<p>(1) 会計年度任用職員等の配偶者等の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられるものとする。</p> <p>(2) 休暇は、1日、半日又は1時間単位とし、半日単位の休暇は休憩時間の開始時刻で区分し、2回をもって1日の休暇とする。</p>

		<u>範囲内において必要と認められる日数</u>	<u>(3) 第17条第3項、第5項、第6項及び第8項の規定は、この休暇に準用する。</u>
--	--	--------------------------	--

※学校会計年度規則は第16条（ウも同様）

ウ 「職員の育児参加」の新設

会計年度任用職員等においても、下記のとおり正規職員と同様に、特別休暇「職員の育児参加」を新設することとする。

新設			
理由	有給又は無給の別	期間又は日数	備考
8 職員の育児参加	有給	<u>一の産前産後期間において5日を超えない範囲内において必要と認められる日数</u>	<u>(1) 会計年度任用職員等の配偶者等が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。）を養育する会計年度任用職員等が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられるものとする。</u> <u>(2) 休暇は、1日、半日又は1時間単位とし、半日単位の休暇は休憩時間の開始時間で区分し、2回をもって1日の休暇とする。</u> <u>(3) 第17条第3項、第5項、第6項及び第8項の規定は、この休暇に準用する。</u>

4 施行期日

令和4年4月1日

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月 日

北九州市教育委員会  
教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成29年北九州市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第4中17の項を18の項とし、6の項から16の項までを1項ずつ繰り下げ、5の項の次に次のように加える。

6 不妊治療に係る通院等	休暇年度に5日（不妊治療に係る通院等が体外受精その他の教育長が定める不妊治療に係るものである場合には、10日）を超えない範囲内において必要と認められる日数	(1) 教職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられるものとする。 (2) 休暇は、1日、半日相当又は1時間単位とする。 (3) 第13条第5項から第7項まで及び第9項の規定は、この休暇に準用する。
--------------	---	--

（北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正）

第2条 北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年北九州市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3中13の項を16の項とし、6の項から12の項までを3項ずつ繰り下げ、同表の5の項中「無給」を「有給」に、「までの期間」を「までの期間（以下「産前産後期間」という。）」に改め、同項を同表の6の項と

し、同項の次に次のように加える。

7 配偶者等の出産	有給	会計年度任用職員等の配偶者等が出産するために病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間において3日を超えない範囲内において必要と認められる日数	<p>(1) 会計年度任用職員等の配偶者等の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられるものとする。</p> <p>(2) 休暇は、1日、半日又は1時間単位とし、半日単位の休暇は休憩時間の開始時刻で区分し、2回をもって1日の休暇とする。</p> <p>(3) 第17条第3項、第5項、第6項及び第8項の規定は、この休暇に準用する。</p>
8 職員の育児参加	有給	一の産前産後期間において5日を超えない範囲内において必要と認められる日数	<p>(1) 会計年度任用職員等の配偶者等が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。）を養育する会計年度任用職員等が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられるものとする。</p> <p>(2) 休暇は、1日、半日又は1時間単位とし、半日単位の休暇は休憩時間の開始時刻で区分し、2回をもって1日の休暇とする。</p> <p>(3) 第17条第3項、第5項、第6項及び第8項の規定は、この休暇に準用する。</p>

別表第3の4の項の次に次のように加える。

5 不妊治療に係る通院等	有給	休暇年度に5日（不妊治療に係る通院等が体外受精その他の教	<p>(1) 会計年度任用職員等が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられるものと</p>
--------------	----	------------------------------	--

		育長が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日)を超えない範囲内において必要と認められる日数	<p>する。</p> <p>(2) 休暇は、1日、半日又は1時間単位とし、半日単位の休暇は休憩時間の開始時刻で区分し、2回をもって1日の休暇とする。</p> <p>(3) 第17条第3項、第5項、第6項及び第8項の規定は、この休暇に準用する。</p>
--	--	--	---

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第3条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第3中13の項を16の項とし、6の項から12の項までを3項ずつ繰り下げ、同表の5の項中「無給」を「有給」に、「までの期間」を「までの期間(以下「産前産後期間」という。)」に改め、同項を同表の6の項とし、同項の次に次のように加える。

7 配偶者等の出産	有給	会計年度任用職員の配偶者等が出産するために病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間において3日を超えない範囲内において必要と認められる日数	<p>(1) 会計年度任用職員の配偶者等の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられるものとする。</p> <p>(2) 休暇は、1日、半日又は1時間単位とし、半日単位の休暇は休憩時間の開始時刻で区分し、2回をもって1日の休暇とする。</p> <p>(3) 第16条第3項、第5項、第6項及び第8項の規定は、この休暇に準用する。</p>
8 職員の育児参加	有給	一の産前産後期間において5日を超えない範囲内において必要	(1) 会計年度任用職員の配偶者等が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者等



		と認められる日数	<p>の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられるものとする。</p> <p>(2) 休暇は、1日、半日又は1時間単位とし、半日単位の休暇は休憩時間の開始時刻で区分し、2回をもって1日の休暇とする。</p> <p>(3) 第16条第3項、第5項、第6項及び第8項の規定は、この休暇に準用する。</p>
--	--	----------	--

別表第3の4の項の次に次のように加える。

5 不妊治療に係る通院等	有給	<p>休暇年度に5日（不妊治療に係る通院等が体外受精その他の教育長が定める不妊治療に係るものである場合には、10日）を超えない範囲内において必要と認められる日数</p>	<p>(1) 会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられるものとする。</p> <p>(2) 休暇は、1日、半日又は1時間単位とし、半日単位の休暇は休憩時間の開始時刻で区分し、2回をもって1日の休暇とする。</p> <p>(3) 第16条第3項、第5項、第6項及び第8項の規定は、この休暇に準用する。</p>
--------------	----	--	---

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

新			旧		
別表第4（第16条関係）			別表第4（第16条関係）		
特別休暇の基準			特別休暇の基準		
理由	期間又は日数	備考	理由	期間又は日数	備考
略			略		
6 不妊治療に係る通院等	休暇年度に5日（不妊治療に係る通院等が体外受精その他の教育長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）を超えない範囲内において必要と認められる日数	(1) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられるものとする。 (2) 休暇は、1日、半日相当又は1時間単位とする。 (3) 第13条第5項から第7項まで及び第9項の規定は、この休暇に準用する。			
<u>7</u> 略		略	<u>6</u> 略		略
<u>8</u> 略		略	<u>7</u> 略		略
<u>9</u> 略		略	<u>8</u> 略		略
<u>10</u> 略		略	<u>9</u> 略		略
<u>11</u> 略		略	<u>10</u> 略		略
<u>12</u> 略		略	<u>11</u> 略		略
<u>13</u> 略		略	<u>12</u> 略		略

新		旧	
<u>14</u> 略	略	<u>13</u> 略	略
<u>15</u> 略	略	<u>14</u> 略	略
<u>16</u> 略	略	<u>15</u> 略	略
<u>17</u> 略	略	<u>16</u> 略	略
<u>18</u> 略	略	<u>17</u> 略	略

北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則新旧対照表（第2条関係）

新				旧			
別表第3（第16条、第18条関係） 特別休暇の基準				別表第3（第16条、第18条関係） 特別休暇の基準			
理由	有給又は無給の別	期間又は日数	備考	理由	有給又は無給の別	期間又は日数	備考
略				略			
5 不妊治療に係る通院等	有給	休暇年度に5日（不妊治療に係る通院等が体外受精その他の教育長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）を超えない範囲内において必要と認められる日数	(1) 会計年度任用職員等が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられるものとする。 (2) 休暇は、1日、半日又は1時間単位とし、半日単位の休暇は休憩時間の開始時刻で区分し、2回をもって1日の休暇とする。 (3) 第17条第3項、第5項、第6項及び第8項の規定は、この休暇に準用する。				
6 職員の出産	有給	医師又は助産師の証明に基づき、出産の予定日以前6		5 職員の出産	無給	医師又は助産師の証明に基づき、出産の予定日以前6	

新				旧			
		週間目（多胎妊娠の場合にあつては、14週間目）に当たる日から出産後8週間目に当たる日までの期間（以下「産前産後期間」という。）においてあらかじめ必要と認められる期間	略			週間目（多胎妊娠の場合にあつては、14週間目）に当たる日から出産後8週間目に当たる日までの期間においてあらかじめ必要と認められる期間	
7	配偶者等の出産	有給	<p>会計年度任用職員等の配偶者等が出産するために病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間において3日を超え</p> <p>(1) 会計年度任用職員等の配偶者等の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられるものとする。</p> <p>(2) 休暇は、1日、半日又は1時間単位とし、半日単位の休暇は休憩時間の開始時刻で区分し、2回をもって1日の休暇とする。</p>				略

新			旧		
		ない範囲内において必要と認められる日数	(3) 第17条第3項、第5項、第6項及び第8項の規定は、この休暇に準用する。		
8 職員の 育児参加	有給	一の産前産後期間において5日を超えない範囲内において必要と認められる日数	<p>(1) 会計年度任用職員等の配偶者等が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。）を養育する会計年度任用職員等が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられるものとする。</p> <p>(2) 休暇は、1日、半日又は1時間単位とし、半日単位の休暇は休憩時間の開始時刻で区分し、2回をもって1日の休暇とする。</p> <p>(3) 第17条第3項、第5項、第6項及び第8項の規定は、この休暇に準用する。</p>		

新

<u>9</u> 略	略
<u>10</u> 略	略
<u>11</u> 略	略
<u>12</u> 略	略
<u>13</u> 略	略
<u>14</u> 略	略
<u>15</u> 略	略
<u>16</u> 略	略

旧

<u>6</u> 略	略
<u>7</u> 略	略
<u>8</u> 略	略
<u>9</u> 略	略
<u>10</u> 略	略
<u>11</u> 略	略
<u>12</u> 略	略
<u>13</u> 略	略

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則新旧対照表（第3条関係）

新				旧			
別表第3（第15条、第17条関係） 特別休暇の基準				別表第3（第15条、第17条関係） 特別休暇の基準			
理由	有給又は無給の別	期間又は日数	備考	理由	有給又は無給の別	期間又は日数	備考
略				略			
5 不妊治療に係る通院等	有給	休暇年度に5日（不妊治療に係る通院等が体外受精その他の教育長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）を超えない範囲内において必要と認められる日数	(1) 会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられるものとする。 (2) 休暇は、1日、半日又は1時間単位とし、半日単位の休暇は休憩時間の開始時刻で区分し、2回をもって1日の休暇とする。 (3) 第16条第3項、第5項、第6項及び第8項の規定は、この休暇に準用する。				
6 職員の出産	有給	医師又は助産師の証明に基づき、出産の予定日以前6		5 職員の出産	無給	医師又は助産師の証明に基づき、出産の予定日以前6	



新				旧			
		週間目（多胎妊娠の場合にあつては、14週間目）に当たる日から出産後8週間目に当たる日までの期間（以下「産前産後期間」という。）においてあらかじめ必要と認められる期間				週間目（多胎妊娠の場合にあつては、14週間目）に当たる日から出産後8週間目に当たる日までの期間においてあらかじめ必要と認められる期間	
7	配偶者等の出産	有給	<p>会計年度任用職員の配偶者等が出産するために病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間において3日を超えな</p> <p>(1) 会計年度任用職員の配偶者等の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられるものとする。</p> <p>(2) 休暇は、1日、半日又は1時間単位とし、半日単位の休暇は休憩時間の開始時刻で区分し、2回をもって1日の休暇とする。</p>				略

新			旧		
		い範囲内において必要と認められる日数	(3) 第16条第3項、第5項、第6項及び第8項の規定は、この休暇に準用する。		
8 職員の 育児参加	有給	一の産前産後期間において5日を超えない範囲内において必要と認められる日数	<p>(1) 会計年度任用職員の配偶者等が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられるものとする。</p> <p>(2) 休暇は、1日、半日又は1時間単位とし、半日単位の休暇は休憩時間の開始時刻で区分し、2回をもって1日の休暇とする。</p> <p>(3) 第16条第3項、第5項、第6項及び第8項の規定は、この休暇に準用する。</p>		

新

<u>9</u>	略	略
<u>10</u>	略	略
<u>11</u>	略	略
<u>12</u>	略	略
<u>13</u>	略	略
<u>14</u>	略	略
<u>15</u>	略	略
<u>16</u>	略	略

旧

<u>6</u>	略	略
<u>7</u>	略	略
<u>8</u>	略	略
<u>9</u>	略	略
<u>10</u>	略	略
<u>11</u>	略	略
<u>12</u>	略	略
<u>13</u>	略	略